

## 宇多朝の文壇

### 要 旨

宇多朝文壇の性格について、「公宴」という語、詩宴への参加者、詩宴の様相、詩序の表現の面から検討した。

宇多朝近辺の記録に見える「公宴」という語は必ずしも公事としての宴を指すのではなく、天皇の私的興趣によって行われる詩宴をいうことが多い。これは、当時盛んに行われていた、三月三日、七月七日の宴でも同様で、参加者を検討しても、詩人以上に、藏人あるいは天皇の近親者といった人々が参加していたのである。

それまでの詩宴が、ほぼ内宴・重陽宴に限られ、公事としての認識が強く、好文の君主ではなくとも詩宴が開かれていたのに対し、宇多朝の詩宴は、宇多個人のイニシアティブによって領導されていたと考えられる。

天皇が主催する詩宴を通覧していくと、平安前期に非常な偏りがあるのに気付かされる。殊に仁明朝以後では、同じような詩宴ばかりが

開催されるといってよい。

仁明朝において天皇主催の詩宴は、三十二回開かれている。その内、内宴は十四回、重陽宴も十四回であり、詩宴の九割近くがこの二つになる。

また例えば、清和朝でも、二十五回中内宴十回、重陽宴八回と、やはりこの二つに収斂している。もちろん数値は便宜的なものであるが、平安前期の詩宴が、内宴・重陽宴の二つに偏っていることは確認できるのである<sup>②</sup>。

仁和元年五月二十五日(『帝王編年紀』)に藤原基経が献上したとされる「年中行事障子」は、古瀬奈津子氏によれば、「共通の基盤となるような固定化された年中行事Ⅱ公事」で「天皇を中心とした宮廷貴族の共通規範」<sup>③</sup>となる行事を載せるのであるが、そこに記される詩宴が内宴と重陽宴の二つであるから、詩宴としてはこの二つが、公事として認識されていたことになるのである。天皇主催の詩宴が収斂しているのは、このためである。

こうした状況と大きく異なるのが、宇多朝である。以下、宇多朝の天皇主催詩宴を、正史を中心に必要最小限の記事を摘記して一覽する。

\* 滝川 幸 司

寛平1/1/21 「内宴。題云、花鳥共逢春」〔日本紀略〕

寛平1/7/7 「令侍臣賦乞巧詩」〔日本紀略〕

寛平1/9/9 「天皇於東宮、有重陽宴。詩題云、鐘声、  
霜鳴」〔日本紀略〕

霜鳴」〔日本紀略〕

寛平1/9/10 「九日後朝同賦秋字」〔田氏家集〕下・141<sup>4</sup>

寛平1/9/\* 「公宴。題云、惜秋翫殘菊」〔日本紀略〕

寛平2/1/21 「内宴。題云、春風歌」〔日本紀略〕

寛平2/3/3 「太政大臣(基経)於殿上命飲宴。令賦三  
月三日於雅院賜侍臣曲水飲之詩矣」〔日本  
紀略〕

紀略〕

寛平2/7/7 「公宴。賦七夕秋意詩」〔日本紀略〕

寛平2/9/9 「有重陽宴。題云、仙潭菊」〔日本紀略〕

寛平2/9+<sup>5</sup>/12 「召儒士於禁中、令賦未旦求衣賦、霜菊詩  
等」〔日本紀略〕

等」〔日本紀略〕

寛平2/9+<sup>6</sup>/29 「有密宴。題云、閏九月尽燈下即事詩」〔日本  
紀略〕

紀略〕

寛平3/3/3 「上巳対雨翫花応製一首」〔田氏家集〕下・  
165<sup>7</sup>

165<sup>7</sup>

寛平3/6/13 「三年六月十三日講畢」講畢澆章、時賜曲席」  
〔田氏家集〕下・167

〔田氏家集〕下・167

寛平3/9/10 「重陽後節題秋叢応製一首(探賜交字)」〔田氏  
家集〕下・168<sup>8</sup>

家集〕下・168<sup>8</sup>

寛平4/3/3 「勅詩人、令賦花時天似醉之詩」〔日本紀  
略〕

略〕

寛平4/7/7 「公宴。賦代牛女惜曉更之詩」〔日本紀  
略〕

略〕

寛平4/9/9 「重陽宴。群臣獻壽詩」〔日本紀略〕

寛平4/9/10 「詩宴。題云、秋鷹槽声来」〔日本紀略〕

寛平4/9/\* 「惜殘菊各分一字応製(并序)」〔菅家文章  
五・356<sup>12</sup>〕

寛平5/1/\* 「密宴。賦宮人催粧之詩」〔日本紀略〕

寛平5/1/21 「内宴。題云、聞春樂」〔日本紀略〕

寛平5/7/7 「公宴。賦七夕詩」〔日本紀略〕

寛平5/9/9 「重陽宴。題云、觀群臣佩茱萸」〔日本紀略〕

寛平6/1/\* 「内宴。以翫梅花為題」〔日本紀略〕

寛平6/9/9 「有重陽宴。題云、天澄識賓鴻」〔日本紀略〕

寛平6/9/10 「詩宴。題云、雨夜紗燈」〔日本紀略〕

寛平6/10/\* 「公宴。賦冬日殘菊」〔日本紀略〕

寛平7/2/\* 「公宴。賦春翫櫻花之詩」〔日本紀略〕

寛平7/3/3 「天皇幸神泉苑」〔日本紀略〕、「神泉苑三日  
宴同賦煙花曲水紅」応製」〔菅家文章〕五・383

寛平7/3/\* 「公宴。月夜翫櫻花為題」〔日本紀略〕

寛平7/5/15 「賜酒饌於客徒」〔日本紀略〕、「夏日餞渤海  
大使婦」〔菅家文章〕五・425

大使婦」〔菅家文章〕五・425

寛平7/7/7 「七夕、応製」〔菅家文章〕五・427<sup>13)</sup>

寛平7/9/9 「重陽宴。題云、秋日懸清光」〔日本紀略〕

寛平7/9/10 「重陽後朝同賦、花有淺深、應製」〔菅家文章〕

五・429

寛平8/1/21 「内宴。春先梅柳知、為題」〔日本紀略〕

寛平8/1+/6 「幸北野。午刻先御各流幸雲林院」〔日本紀略〕

略〕、「扈從雲林院、不勝感歎、聊敘所觀、并序」〔菅家文章〕六・431

序〕〔菅家文章〕六・431

寛平8/2/23 「天皇幸神泉苑。召文人賦詩。其題、花間

理管絃。又召學生奉試。賦、同題」〔日本紀略〕

紀略〕

寛平8/9/9 「重陽宴。詩題云、菊花催晚醉」〔日本紀略〕

寛平8/9/10 「九日後朝同賦、秋深、應製」〔菅家文章〕六・

436

寛平8/9/16 「於清涼殿、有菊花宴」〔日本紀略〕

寛平9/1/14 「内裏。題云、新煙催柳色」〔日本紀略〕

寛平9/1/24 「内宴。題云、翫殿前梅花」〔日本紀略〕

宇多朝では、詩宴四十二回中、重陽宴七回、内宴六回と極端に比率が落ちる。その代わり、九月十日、七月七日、三月三日の詩宴が目立つ。これをそのまま理解すれば、天皇が主催する詩宴の場が拡大しているともいえるであろうが、必ずしもそうではない。これらの詩宴が、

内宴や重陽宴と同様の性格・地位を持つのであれば、公事としての詩宴の拡大ともいえよう。しかし、天皇主催の詩宴であれば、詩宴に限らず天皇主催の行事すべてがそうであるが、すべて同じように公的性格があるとは実はいえないのである。そうした目で今一度先の一覧を見てみると、「公宴」と称される詩宴が七回見える。宇多朝では重陽宴に匹敵する数値である。「公宴」といういかにも公事らしき名称を持つこの宴の性格は、やはり問題になってこよう。

## 二

「公宴」という語だけを見ると、あたかも内宴などと同列に扱えるように思えるが、そう判断する前に、語そのものが意味するところを考えておかなければならない。<sup>15)</sup>先にあげた宇多朝の例は、

寛平元年九月某日

寛平二年七月七日

寛平四年七月七日

寛平五年七月七日

寛平六年十月某日

寛平七年二月某日

寛平七年三月某日

の七回である。この他に宇多朝前後に見える「公宴」については、以下の例が管見に入った。

予為「外吏」、幸侍「内宴」。装束之間、得「預」公宴者、雖有「旧例」、又殊恩也。王公依次、行「酒詩臣」。相国以当「次」。又不可「辭」益。予前佇立不行、須臾吟曰、明朝風景属「何人」。一吟之後、命「予」高詠。蒙「命」欲詠、心神迷乱、纔發「一声」、涙流嗚咽。寔「罷」歸家、通夜不睡。默然而止如「病胸塞」。尚書左丞、在「傍」詳聞、故寄「一篇」、以慰「予」情。〔「菅家文章」三・184詩題〕

〔昌泰三年九月〕十日乙未。公宴。題云、秋思詩。〔「日本紀略」〕故予延喜以後、不好言詩。風月徒抛、煙華如棄。雖「関」公宴、不敢深思。只避「格律之責」而已。若夫親「物感生」、隨時思動、任「志所」之、不「勞」敢沈吟。応「響」而和、甚「於」宿構焉。〔「本朝文粹」八・201「延喜以後詩序」紀長谷雄〕

〔天延二年三月〕廿八日丁丑。……同日。公宴。詩題云、春色雨中尽。〔「日本紀略」〕

〔貞元元年三月〕廿九日丙申。公宴。召「文人」令「賦」三月尽。召「伶人」奏「音樂」。〔「日本紀略」〕

最初の道真の詩題が仁和二年正月二十一日内宴時で光孝朝、昌泰三年九月十日の長谷雄の詩序が醍醐朝、天延、貞元が円融朝である。

「公宴」という語は、宇多朝辺りで比較の見出しやすいといえよう。

日付に注意すると、寛平年間の七月七日以外は、九月十日、三月二十八日、三月二十九日、日付不明の詩宴でも、九月、十月、二月、三月と一定していない。円融朝の二例が三月尽日である以外は、日付に何かしらの理由がありそうなのは見当たらない。

そもそも、恒例に行われる詩宴には、日付に何らかの根拠が必要であろう。例えば、九月九日は重陽日であり、節日でもある。しかし、「公宴」が行われる日は、七月七日以外に、そのような根拠を見出すのは困難であるし、また、恒例に行われた形跡もない。「公宴」とは、天皇が詩興を催して臨時に開かれた詩宴であると、ひとまずは推測できよう。

ところが、道真の例では「予外吏と為りて、幸に内宴に侍る。装束の間、公宴に預るを得るは、旧例有りと雖も、又殊恩也」と、内宴に侍ることを「公宴に預る」といつているから、内宴もまた「公宴」と呼ばれることになる。つまり、「公宴」とは、内宴などの公事をも指す語ということになるのである。また、先にはあげなかったが、「延喜式」に次のような規定が見える。

凡公宴賜「酒食」、親王以下皆列「庭中」再拜「謂」之謝座。訖行「酒人」。把「空盞」授「貫首者」。跪受「盞」再拜「謂」之謝酒。中宮・東宮賜宴准「此」。〔「延喜式」五十・雜式〕

「公宴」における謝座・謝酒の規定である。「中宮・東宮賜宴、此

れに准ぜよ」とあることから、「公宴」は天皇主催の宴であると理解できる。詩宴の中では、内宴・重陽宴に謝座・謝酒の規定が見えるから（『儀式』、『北山抄』など参照）、先の道真の詩序と同様の例となる。

もともと、先に見たように、「公宴」は、内宴や重陽宴などの公事とは異なる臨時の詩宴を多くは指すようであった。しかし、道真の例などを念頭に置くと、天皇の主催する詩宴全般のことを「公宴」といつているように考えられる。「公宴」とは広い範囲で使われていたということであろう。天皇が主催する詩宴全般を指すことになる。しかし、宇多朝近辺の記録を見ていくと、内宴や重陽宴などの公事よりも、臨時の詩宴を「公宴」と呼んでいることが多い。したがって、詩宴が「公宴」と称されるからといって、内宴や重陽宴と同列であるとはいえないのである。

### 三

もうしばらく公宴の性格について考える。

『雑言奉和』に、寛平元年九月公宴での作が十五首残っている。恐らくは献じられた詩のすべてであると思われるが、これによって、公宴の献詩者が判明する。献詩者の面から、公宴の性格を窺える資料といえる。以下、それぞれに官歴（内官）を中心に考証を加える。なお、氏名の下に記したのは、『雑言奉和』での位置である。

惟良高尚：「民部大輔正五位下臣惟良宿禰高尚」

貞観十七年、少内記の時、清和天皇の史記講書で都講となる。元慶八年には、既に勘解由次官兼伊勢権介であり、四月に、光孝天皇の文選講書の都講、仁和三年二月、民部大輔、五月には、出羽国遷府について諮問に預かっている（以上、『日本三代実録』）。延喜元年、藤原時平主催の大蔵善行七十賀に参加し、詩を賦している。時に大舍人頭（『日本紀略』、『雑言奉和』）。延喜四年の日本紀講書で、三善清行・藤原原首根等とともに、特に講座に預かっているのが資料に現れる最後である（『新日本紀』一所引『新国史』）。

清和天皇史記講書、光孝天皇文選講書で都講であり、日本紀講書にも、三善清行・藤原原首根等とともに、特に講座に預かっていること、また先に少内記に任じられていることから、文章道出身との資料はないものの、その可能性が高い。

島田忠臣：「前美濃介従五位下臣嶋田朝臣忠臣」

いうまでもなく菅原道真の師で、詩人として著名な官人。既に伝記研究も備わるので、省略する。

大蔵善行：「大外記外従五位下臣大蔵朝臣善行」

忠臣同様著名な詩人である。伝記研究も備わるのでそれに譲る。

小野滋陰：「大蔵少丞正七位下臣小野朝臣滋陰」。

古今作者（物名）。『古今和歌集目録』によれば、仁和四年十二月、大蔵大丞、寛平三年正月、周防守、寛平五年三月、信濃介、同年四月、掃部頭。それ以外は不明。漢詩文に関してもこの他は残らない。但し、

古今物名作者には詩に堪能な人物が多いという指摘があり、あるいは詩人であったかもしれない。

藤原菅根：「文章生正七位上臣藤原朝臣菅根」<sup>20</sup>

「公卿補任」によれば、藤原良尚四男。元慶八春、文章生、同年九月、対策、同三年三月、少内記、同九年七月、勘解由次官、同月、式部少輔、昌泰二年二月、文章博士を兼ねる。同三年正月、藏人頭、同年五月、右少将、同四年正月、道真の左遷に絡んで太宰大式に貶されるも、二月には、式部少輔、続いて藏人頭、三月、権左中弁。延喜三年二月、式部権大輔、同四年二月、春宮亮を兼ね、同月、式部大輔、同七年、侍従を兼ね、同八年正月、参議。同年十月七日卒。五十三歳。極官は、従四位上参議兼式部大輔・侍従。贈従三位。

この時は位署にも明らかなように、文章生。文章博士にも任じられており、詩文に関しても、大藏善行七十賀での作（「雑言奉和」）や、宇多法皇の大覚寺御幸での詩序の逸文（「古今和歌集目錄」素性）などが残る。

藤原直方：「阿波権守臣藤原朝臣直方」

藤原良相男。貞観六年三月、左兵衛権左、同八年十二月、次侍従（以上、「日本三代実録」）。「尊卑分脈」では、従五位上、加賀権守と記す。官歴からは、詩文の才能は不明であるが、父良相の薨伝に「次直方・忠方並びに才行を以て称せらる」（「日本三代実録」貞観九年十月十日）とあり、学才で知られている。<sup>21</sup> また、「日本紀略」仁和四年九月十五日条に「直方・興基・惟範・時平朝臣等をして弘仁以後

の鴻儒の詩に堪ふる者を扱はしむ」とある。詩に勝れた鴻儒を選ぶのだから、詩才はあったと考えられる。

平惟範：「彈正大弼從四位下臣平朝臣惟範」

高棟王男。「公卿補任」によれば、貞観十六年十二月、藏人、同七年八月、皇太后宮権亮、仁和三年二月、民部大輔を兼ね、同年五月、民部大輔を去って彈正大弼を兼任。寛平二年正月、式部大輔を兼ね、同九年五月、大藏卿。同年六月、太皇太后宮権大夫。延喜二年正月、参議兼大藏卿。以後、左兵衛督（延喜七年正月）を兼ねつつ、延喜八年正月、中納言。三月には検非違使別当を兼ね、八月に左兵衛督を去って民部卿を兼任。同九年四月、右大将を兼ね、九月に薨。五十五歳。極官は、従三位中納言兼右大将。

官歴からは、学才の程は窺えないが、前記直方と共に、弘仁以後鴻儒の選択に預かり、また、「延喜格」の編纂に携わっている。なお、前記大藏善行七十賀に参加し、詩を賦している。直方と同じく学才はあったと考えられる。

藤原滋実：「左近衛将監臣藤原滋実」

藤原真作孫、興世男。「尊卑分脈」には、藏人、従四位下、陸奥守、左近将監とある。左馬大允のとき元慶の乱に従軍し（「日本三代実録」元慶八年七月十日）、文室有房とともに、単騎で賊所に行き、賊軍の降伏を許した（「同」十月十二日）。以後の官歴は明らかではないが、「日本紀略」康保二年二月十五日条によれば、寛平四年、左少将。しかし、菅原道真「奉勅放却鹿鳥願文（寛平四年五月十六日）」（菅家

「文章」十二・663)に「藏人右近衛少将藤原朝臣滋実」と見える。なお、昌泰元年の宇多上皇の片野御幸に参加している(昌泰元年歳次戊午十月廿日競狩記)。官職は左近衛少将である。道真の「哭奥州藤原君(九月廿二日四十韻)」「昔家後集」486)は延喜元年の作で、滋実を悼んだ詩であるが、詩中に「葬むりて来十五句」とあり、この詩が詠まれたのが九月二十二日であるから、四月ごろ卒か。また、「曾經て共に侍中」と、一時期藏人として同僚であったとも詠まれている。道真は寛平三年から寛平五年まで藏人頭、滋実には藏人であった期間を明確に示す資料はないが、前掲「奉勅放却鹿鳥願文(寛平四年五月十六日)」によれば、寛平四年には藏人であった。なお、岩波日本古典文学大系の486詩の補注によれば、貞享版本の詩題注に「仁和二年、滋実為藏人」とある。この寛平元年も藏人であったか。

官歴から見ても、詩才が特にあつたかどうかは不明。現存する詩もこの一首のみ。

#### 藤原定国：「左衛門少尉臣藤原定国」

藤原高藤男。「公卿補任」によれば、仁和三年四月、藏人、同四年二月、左衛門少尉、寛平三年三月、侍従。同年四月禁色を許される(藏人)。同四年五月、右衛門佐、同五年四月、春宮少進を兼ね、同年五月、内藏頭を兼任。同七年三月には、春宮大進を兼ねる。同八年正月、左少将、同九年七月、藏人頭。同年九月、権中将に転じ、昌泰二年二月に参議兼左中将。同年十二月、中納言、左中将元の如し。延喜元年、右大将を兼ね、延喜二年正月、大納言、右大将元の如し。二月、

さらに按察使を兼ねる。同四年には、春宮大夫も兼任、延喜六年七月二日薨。四十歳。極官は、従三位大納言兼右大将・春宮大夫・陸奥出羽按察使。

「公卿補任」によれば、仁和三年、寛平三年に藏人である。この間藏人であり続けたとすれば、位署には示されないものの、この寛平元年も藏人である。また、宇多更衣(仁和四年十月九日更衣(「日本紀略」)、寛平五年正月二十二日女御(「同」))胤子の弟に当たる。

官歴からは、詩才の有無は確認できない。現存する詩もこの一首のみ。

#### 橘公緒：「蔭子橘公緒」

橘広相男。「橘氏系図」では、従四位下、播磨守。資料がほとんど見当たらないが、「寛平御記」(「明文抄」所引)寛平二年四月二十四日条に、「藏人橘公緒」として見える。

宇多更衣(前掲胤子と同時に更衣、女御)義子の弟。

詩文については、この一首のみ。

#### 藤原如道：「蔭子藤原如道」

皇太后宮亮秀定男。「尊卑分脈」によれば、正五位下、左京亮、右少弁、檢非違使、藏人。寛平六年十二月、大炊権助、右衛門尉元の如しとの記事が、「大日本史料」所引「勸例(陽明文庫記録)」に見える。寛平七年から昌泰元年まで右衛門権佐(「衛門府補任」)、「宮滝御幸記略」。昌泰元年、宇多上皇の片野・官滝御幸に参加。時に、右衛門権佐・檢非違使。

官歴からは詩才の有無は不明。残る詩もこの一首のみ。

源湛：「右近衛少将正五位下臣源朝臣湛」

源融男。「公卿補任」によれば、貞観十二年三月、侍従、同十八年

十二月、左兵衛佐、同十九年正月、左衛門佐、元慶九年正月、左少将。

寛平二年二月、内蔵権頭を兼ね、同年九月、蔵人頭。同四年正月、内

蔵頭に転じ、二月、左権中将。寛平五年九月、参議。以後、彈正大弼

(寛平八年二月)、刑部卿(同九年五月)を兼ねつつ、延喜八年正月、

中納言。同九年正月、陸奥出羽按察使を兼任、同十三年正月、大納言。

同十四年八月、致仕。極官は、従三位大納言。延喜十五年五月二十一

日薨。七十一歳。なお、位置及び「公卿補任」では見えないが、「職

事補任」によれば、寛平元年、五位の蔵人。

湛についても、官歴から詩才の有無は不明。残る詩もこの一首の

み。

藤原孝快：「蔵人正六位上行兵部少丞臣藤原朝臣孝快」<sup>22)</sup>

葛野麻呂曾孫、春景男。「尊卑分脈」によれば、蔵人、従五位下、

民部少輔。位置にあるように、この時、蔵人。

官歴からは、詩才の有無は不明。残された詩もこの一首のみ。

藤原有頼：「蔭子藤原有頼」

藤原山陰男。「尊卑分脈」によれば、従五位下但馬守。寛平五年四

月、春宮主馬。右馬助元の如し。寛平六年正月以前、蔵人(以上「大

日本史料」所引「勸例(陽明文庫記録)」)。

官歴からは詩才の有無は不明。残る詩もこの一首のみ。

## 宇多天皇

主催者である。伝記は省略。

以上の十五人であるが、ほぼ二つのグループに分けることができ  
る。

高尚から惟範までは、一部不明を含みながらも、詩文に堪能な官人  
である。詩宴に召されるのは極めて当然と考えられる。

それ以外は、詩作に堪能とはいえない人物ばかりであるが、湛、定  
国、孝快がこの時蔵人、滋実もその可能性を残す。公緒、定国は宇多  
更衣の兄妹である。不明なのが、如道、有頼であるが、如道は後、宇  
多の御幸にも扈從しており、何かしらの関係を予測させる。<sup>23)</sup> また有  
頼もこれ以後ではあるが宇多朝の蔵人である。

つまり、この公宴の献詩者は、詩人グループとそれ以外に区別でき、  
詩人グループ以外は、蔵人あるいは宇多の近親者となる。

蔵人所は、天皇家の家政をつかさどる私的機関であり、天皇の代替  
わりとともに任を替わることからもわかるように、天皇と密接に繋が  
る。また、宇多の更衣の血縁である定国、公緒はまさしく近親者であ  
る。つまり、この公宴では、詩人以外に、蔵人・近親者という天皇自  
身に私的に繋がる人々が集められていることになるのである。<sup>24)</sup>

詩宴に詩人が呼ばれるのは当然である。そもそも、詩宴には、詩の  
専門家こそが召されるのである。例えば、九月九日重陽宴の献詩者に  
ついては、「応に召すべき文人は、前二日、省、文章生並びに諸司官

人の文を属るに堪へたる者を簡定す」(「延喜式」式部下)と規定されている。「文人」として、文章生とともに詩に堪能な者が選ばれているのである。<sup>28)</sup>しかし、この公宴では、忠臣らは、詩に堪能で文章道出身でもあり、「文人」としての資格もあるから問題はないが、滋実以下は、現存資料からは詩才があるとはいえず、「文人」として重陽宴などの詩宴に召されるとは思えない。宇多天皇の藏人あるいは近親者という関係から召されていると考えるべきであろう。内宴や重陽宴ならば、もっと広い範囲で、詩に堪能なものが選ばれるはずであるが、ここでは、通常ならば「文人」としては召されない官人が、天皇の近辺から選ばれているのである。藏人や近親者が多く献詩している事実、この詩宴の私的な性格を読みとつてもよいと思われる。

このことは、献じられた詩の詩題によつても明らかである。忠臣の詩の題をあげる。

七言惜秋翫残菊応 製一首へ探得深字へ

内宴や重陽宴では、詩題は次のように記される。

九日侍宴同賦鴻雁来賓各探一字得葦応製 (「菅家文章」一・8)

「侍宴」(「侍内宴」なども同様)という文言の有無が問題になるのであるが、「田氏家集」「菅家文章」を通覧すると、詩題に「侍宴」と

書くのは、内宴・重陽宴に限られており、書かれない詩宴とは明らかに区別がある。そのことと関わって、平安後期の例であるが、「朝野群載」に次のような興味深い記述がある。

七言九日侍宴。同賦寒菊戴霜抽応製詩一首へ以某為韻并序

官位臣朝臣名上へ帯「藏人」者、官位上書「藏人」字。他所者不「書」之

今案、公宴之時、必書「侍宴」字也。臨時密宴不「書」之。又七言四韻詩者、三行余「三字」為「常例」。若有「字闕」非「此例」。

(「朝野群載」十三・書詩体・帝王)

ここには詩題の書式が記されているのであるが、「今案するに、公宴の時、必ず侍宴の字を書く也。臨時の密宴これを書かず」とある。つまり、「公宴」ならば「侍宴」と書き、「臨時の密宴」ならば書かないということである。「朝野群載」でいうところの「公宴」と今問題にしている「公宴」とを同じものとして扱うことはできないが、詩題に「侍宴」と書くか否かで、詩宴の性格の差異を表すということが参考すべきであろう。平安前期においても、「侍宴」と記されるのが内宴・重陽宴に限られ、それ以外の詩宴には書かれないというのは、「朝野群載」と同様な事情を示しているよう。つまり、「侍宴」の語の有無で、公事(内宴・重陽宴)と「臨時の詩宴」が区別されているといふことである。

以上のことから、「侍宴」と詩題に記されないこの公宴は、「臨時の密宴」、つまり極めて私的要素を含んだ詩宴であることになるのである。

## 四

公宴について述べてきたが、宇多朝の公宴の中に、七月七日の詩宴が三回見出せる。「公宴」という語は、前節までに述べたような「臨時の密宴」ばかりではなく、内宴などの恒例の公事をもその範囲内に含むことは既に指摘したが、この七月七日の詩宴は、いずれに該当するのであるか。

宇多朝以前の七月七日の詩宴を一覧すると以下ようになる。

(天平六年) 秋七月丙寅。天皇親相撲戲。是夕、徙御南苑。命文人賦七夕之詩。賜禄有差。(『続日本紀』)

(天平十年) 秋七月癸酉。天皇御大藏省、覽相撲。晚頭、軒御西池宮。因指殿前梅樹、勅右衛士督下道朝臣真備及諸才子曰、人皆有志、所好不同。朕、去春、欲翫此樹、而未及賞翫。花葉遽落、意甚惜焉。宜各賦春意、詠此梅樹。文人卅人、奉詔賦之。因賜五位已上純廿四。(『続日本紀』)  
平城天皇大同二年七月壬辰。御神泉苑、親相撲、令文人賦七夕詩、後日文人賜綿有差。(『類聚国史』歳時四・七月七日)

(大同三年七月) 丁亥。幸神泉苑、親相撲。命文人賦七夕詩。(『日本後紀』)

(弘仁三年七月) 癸亥。幸神泉苑、親相撲。命文人賦七夕詩。(『日本後紀』)

(弘仁) 四年秋七月丁巳。幸神泉苑、親相撲。命文人賦七夕詩。(『類聚国史』七十三・歳時四・七月七日)

(弘仁六年七月) 丙子。幸神泉苑、命文人賦七夕詩。(『日本後紀』)

天平六年には、聖武天皇が相撲を見、その夕方に文人に命じて七夕の詩を詠ませている。次の天平十年は七夕詩ではないが、相撲の後詩宴が開かれている。それ以後は、天平六年時と同じく、弘仁四年まで、天皇が相撲を見、その後七夕の詩を詠むことが恒例になっているようである。

こうした事例から、相撲と詩宴の関係は、天平六年すなわち聖武朝に起源を持つように思われるが、聖武朝以後はしばらく途絶えることを考慮すれば、恒例となったのは、平城天皇の大同年間以後だと考えるべきであろう。もともと、弘仁六年のように、相撲記事がなく詩宴のみの場合もあつたらしいが、平城から嵯峨朝には、七月七日に相撲がありその後七夕の詩宴が行われたということになる。但し、相撲があれば必ず詩宴が行われたかといえ、そうでもない。聖武朝の天平十年から平城朝の大同二年の間に位置する桓武朝では、相撲は行わ

れるが詩宴は行われない。嵯峨朝でも、弘仁十一年には「神泉苑に幸す。相撲を観る」(『類聚国史』七十三・歳時四・相撲)とだけあり、詩宴の記述はない。

そもそも、この七月七日は節日で、相撲節会が行われるのである。「内裏式」で記されるその概要は、大日方克己氏の要約によれば以下のようになる。<sup>26)</sup>

①天皇が出御し、召しにより皇太子・大臣以下・六位以下までが参入し、それぞれの座に着く。左右相撲司が神泉苑の東西正門外で乱声をあげ入場し、それぞれ厭舞を行い座に着く。

②四尺以下の小童による占手の相撲。

③左右から近衛・兵衛・白丁が一人ずつ出て計二十番の勝負を行う。勝方は乱声をあげて舞う。

④相撲の間に天皇、群臣への饗饌が行われる。

⑤群臣が再拜して退出。最後に天皇が還御する。

この次第には、詩宴のことは記されない。<sup>27)</sup>つまり、規定上は、相撲と詩宴は別個のものと考えなければならないのである。

しかし、詩宴記事がないので先にはあげなかったが、淳和朝天長三年の記事には、

天長三年六月己亥。改<sup>28)</sup>七月七日相撲。定<sup>29)</sup>十六日。避<sup>30)</sup>国忌也。

……

(『類聚国史』七十三・歳時四・相撲)

と、国忌(平城天皇)を避けるために相撲節会を七月十六日に移行させる旨の記述が見出せる。そしてこれ以後、七月七日には、相撲はもちろん詩宴も行われなくなるのである。このことは、この時期(淳和朝以前)まで、七月七日の詩宴が相撲節会と不可分に結びついていたことの証左にもなるであろう。

七月七日の詩宴が相撲節会と不可分であるとすれば、この詩宴は、九月九日節会で重陽の詩宴が行われるのと同じ構造になる。<sup>31)</sup> そうなれば、宇多朝の七月七日の詩宴が、平城・嵯峨朝の七月七日の詩宴と一連のものかどうか、ということが問題になる。一連であれば、内宴・重陽宴と同じく公事として扱えることになるからである。

しかし、宇多朝の七月七日詩宴は、やはり、平城・嵯峨朝とは異なるように思われる。第一に、宇多朝においても、相撲は七月下旬に行われており、七月七日節会は廃されたままで、七月七日詩宴と相撲が分離しているからである。他の理由は、宇多朝の七月七日詩宴に関する資料を用いながら次節に論じる。

## 五

宇多朝の七月七日詩宴を該当資料とともにもう一度あげる。

寛平元年七月七日 「令侍臣賦乞巧詩」

寛平二年七月七日 「公宴。賦七夕秋意詩」

寛平四年七月七日 「公宴。賦代牛女惜曉更之詩」

寛平五年七月七日 「公宴。賦七夕詩」

寛平七年七月七日 「七夕応製」

内宴・重陽宴とは同じ性質とは思えない理由としては、まず、固有の名称がないことがある。例えば、正月二十日前後に行われる詩宴は「内宴」と称されるが、もともと「内宴」という語は、天皇が行う内々の宴を指すのであって、正月の詩宴に限られるのではなかった。それが、天長・承和期に正月の詩宴が恒例化・公事化して以降、「内宴」は原則として正月二十日前後に仁寿殿で行われる詩宴を指すようになり、他の宴に対して「内宴」とはいわなくなつたのである。<sup>28)</sup> 詩宴に固有の名称があることは、恒例であることを示す指標にもなり得るのである。七月七日の詩宴にそれが無いということは、恒例の公事ではないという理由の一つになる。

次に、詩題を検討する。

寛平四年

七夕代牛女惜曉更応製 (『本朝文粹』八・224・小野美材)

七月七日代牛女惜曉更各分一字応製(探得程字)

(『菅家文章』五・346)

七月七日代牛女惜曉更各分一字応製一首(探賜入字)

(『田氏家集』下・212)

寛平五年

七夕秋意各分一字応製(探得深)

(『菅家文章』五・369)

寛平七年

七夕応製

(『菅家文章』五・427)

先に詩題の書式について『朝野群載』をあげたが、それによれば、「臨時の密宴」では、「侍宴」とは書かないとされていた。今あげた諸例は、「侍宴」とは書かれていない。つまり、この詩宴は、「朝野群載」でいうところの「臨時の密宴」ということになる。既述の通り、内宴・重陽宴であれば、「侍宴」と記される。

さらに、詩序の表現を見れば、寛平四年時の美材の詩序の末尾、所謂自謙句に、「臣一事有り、富に非ず寿に非ず。家貧にして親老ゆ。庶くは官を扱ばざらんこと」とある。私、美材は、裕福でもないし命長くもなく、家も貧しく親も老いている、だから、どんな官職でもいから仕えたい、という。天皇主催の場で、自らの不遇を述べ立て、さらには官職を要求しているのである。<sup>29)</sup>

このような境遇を語り、官職の要求を行い得る場とはどういう性格を持つことになるのであろうか。

内宴などでは、こうした文言は、まずあり得ない。詩序で個人の立場を書くことさえ稀である。例えば、「臣、地は是れ遊釣、身は紘を

扶めるに同じ。視聽所を失ふ。豈に敢へて多言せんや。伏して一人の慶有るを敘し、兼ねて万物の春に逢ふを賦す」(菅原道真「早春侍内宴同賦無物不逢春心製へ并序」)〔菅家文章〕一・27〕という措辞がその稀な例であるが、私は身分はまだ低いけれども、天使の恩徳によつて綿を挟んだように温かく、目も耳もくらみ、この内宴について多言することができない、という。これは、身分の低さや能力のなさをいうのが目的なのではもちろんなく、そうした自分までも参加することが許される天子の恩徳、何も見えず聞こえなくなり、多言できなくなるほどの内宴のすばらしさを讃えているのである。内宴や重陽宴での詩・詩序に、個人的な感興が万一混じるとしても、それはあくまで場の称揚のためなのである。

内宴や重陽宴では、個人的な不遇感などは詠まれない。既に史家からも指摘があるように、恒例に行われる儀式とは、天皇を頂点とした身分秩序を視覚的にも確認させ、天皇との結びつきを強める場としてある。<sup>23)</sup>身分秩序を視覚的に確認させるといふのは、儀式における役割や座などが、身分・官職によつて決まっているからであるが、内宴などもそうした儀式の一環としてある。だから、そのような詩宴で個人的な不遇を詠めば、極端にいえば、天皇以下の身分秩序への不満になつてしまうのである。だからこそ、個人的な不遇が詠まれることは原則としてあり得ないのである。

このように考えたとき、七月七日の詩序で、美材が我が身の不遇を嘆くのは、その場が、内宴や重陽宴のような場とは異なることを示し

ていると考えられよう。そのような文言が許されたのは、身分秩序の維持に重きが置かれるのではなく、個人の感懐を表現することの可能な、密宴・私的詩宴としての性格故であると思われる。<sup>24)</sup>

## 六

七月七日詩宴について述べたが、宇多朝には七月七日詩宴以外にも恒例に行われている詩宴があつた。

一つは、三月三日の詩宴である。寛平二年時の記録が残る。

寛平御記云、二年三月三日。依「御燈事」、諸司廢務。太政大臣參入、終日宴飲事。子時有「詩興」、其題三月三日於「雅院」賜「侍臣曲水飲」。被「召」文人。前讀岐守菅原朝臣へ北野へ、典藥頭島田忠臣等、殿上藏人堪「文之者」、相「交其中」。

〔「年中行事抄」三月三日〕

この時の献詩者は、道真、忠臣ら詩人だけではなく、「殿上の藏人の文に堪ふる者」も加わっている。詩人だけではなく藏人から選ばれているという点などは、先に検討した九月公宴に近く、これも天皇にとつての私的な詩宴だといえよう。

そもそも、この日は「諸司廢務」とあるように、公事が行われぬ日である。内宴や重陽宴は、「年中行事障子」にも、また儀式書にも

記されるように公事であった。この三月三日宴はそれとは異なるのである。

次の例は、これも宇多朝に多く開催された九日十日宴での道真の詩序である。

重陽後朝同賦秋雁槽声来応製（并序） 菅原道真

重陽之後、翌日之夕、秋雁者月令之賓也、槽声者風窓之聽也。物而感、非来鏡湖之波、馳心而思、只望銀漢之岸。于時涼氣屢動、夜漏頻移。詩臣阿三人、近習七八輩、請各成篇、以備言志云爾、謹序。  
〔菅家文章〕五・349

ここでは参加者のことが、「詩臣阿三人、近習七八輩」と記されている。少人数であることはもちろんであるが、参加者として「近習」が召されていることにも注意される。「近習」とは、「百官という官僚機構とは別のカテゴリーの臣下であり、……天皇の私的伺候者と定義することができる」のである。私的な詩宴といつてよいと考えられる。

宇多朝の詩宴を見ていくと、七月七日宴を始め、こうした私的な詩宴が目立つのである。

そもそも、宇多朝以前の詩宴が、内宴・重陽宴に限られていたのは、それが公事であり、恒例に行われるように定められた儀式であつて、先述したように、天皇と臣下の間の秩序を視覚的に確認させ、その紐

帯を強化する場としてあつたからである。だから、この二つの詩宴、内宴・重陽宴は、支障がなければ必ず開かなければならないものだったのである。

このことは、逆にいえば、天皇が詩文に対してそれほど興味がなくとも、内宴・重陽宴は開かれていくことになる。例えば、先に詩宴の数値を出した清和天皇は、漢詩文に堪能であるとの資料はほとんどなく、また、陽成朝でも、内宴・重陽宴ばかりが開かれている（八回中内宴四回、重陽宴四回）が、陽成天皇は和歌では著名であるが、詩文の才能に関しては知られるところがない。つまり、極端ない方になるが、天皇にまったく詩文に対する興味がなくとも、公事としての詩宴は開かれなければならないのである。なぜなら、身分秩序を再確認させる儀式の一環としてあるからである。

宇多朝でももちろん内宴・重陽宴は開催されているから、前代までと同じように儀式の機能は果たされていることになるのである。ただ、それ以外の密宴・私宴が多く開かれていたのであつた。公事とは逆に、天皇の興趣によって催される詩宴ということになる。それは、天皇の意志によって詩宴が開かれるということでもある。そして、ここには、近親者や蔵人を中心とするとはいへ、内宴や重陽宴とは異なつた人々が集まっているのであつた。つまり、宇多朝の詩宴状況を見ると、天皇の詩作に対する強い意志が看取されることになる。それは、内宴・重陽宴が天皇の詩作への意志とは関係なく開かれるのとは趣を異にする。しかも、先の一覧なども見てもわかるように、宇

多朝では、公事としての詩宴以上に私的詩宴が頻繁に行われている。宇多朝というのは、私的であるとはいえ、天皇の意志による詩作の場が頻繁であった時代であるといえよう。

## 七

ところで、続く醍醐朝はどのような状況なのであろうか。紙幅の都合上数値のみをあげると次のようになる。

総数五十七回（内宴二十回、重陽宴二十回）

この数値の割合は、宇多朝以前とほとんど変わらない。つまり、醍醐朝では、宇多朝以前のように、詩宴は、内宴・重陽宴に集中しているのである。これは、宇多朝の性格が特異であったことを逆に証明するものでもあろう。

次にあげるのは、醍醐朝では宇多朝に比べると格段に減った、臨時の詩宴の記事である。

延喜十七年三月六日乙卯御記曰、晩頭常寧殿看<sub>レ</sub>花。……、臨<sub>レ</sub>昏還<sub>レ</sub>清涼殿、坐<sub>レ</sub>東北廂。参議保忠朝臣侍<sub>レ</sub>殿上。桜下施<sub>レ</sub>庭。召<sub>レ</sub>大内記理平・直<sub>レ</sub>内御書所<sub>レ</sub>勸解由次官諸蔭・播磨権大掾橘正臣・文章生春淵善規・坂上恒蔭・藤原高樹等<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>賦<sub>レ</sub>春夜翫<sub>レ</sub>桜花

絶句。邦基朝臣・当袴・千古同預<sub>レ</sub>其坐。理平作<sub>レ</sub>序。……

（『河海抄』花宴）

この詩宴の献詩者は、「大内記理平・内御書所に直する勸解由次官諸蔭・播磨権大掾橘正臣・文章生春淵善規・坂上恒蔭・藤原高樹」であり、「邦基朝臣・当袴・千古」も「同じく其の坐に預る」というのは、文脈から見て、この三人も詩を献じたと理解してよからう。

文章生の三人は「文人」として召されるのが当然であるからともかく、それ以外の人物について確認しておく。

## 三 統理平

寛平三年に方略試受験するも（『類聚符宣抄』九）不第であったらしい。寛平八年の重陽宴に献詩（『日本紀略』、『類題古詩』334）。寛平七年正月に渤海客存問使となつてゐる。その前後に少内記となり（『外記補任』寛平八年）、その後、少外記（寛平八年正月、『同』）となる。同年四月に対策（『同』）するが、これも不第であつたらしく、大外記（昌泰元年正月）となつた翌昌泰二年に改判を請う状を奏してゐる（『類從符宣抄』九）。この愁状は直ちに問頭博士であつたと思はれる藤原春海に渡されている（『同』）。延喜元年の大藏善行七十賀に参加し献詩（『雑言奉和』）。延喜四年二月以前に大内記（『西宮記』臨時二所引『延喜御記』）。同年八月の日本紀講に特に預かり（『釈日本紀』一所引『新国史』）、延喜六年の日本紀竟宴では序を草し、「神日

本磐余彦天皇」を得て和歌を詠んでいる（『日本紀竟宴和歌』）。延喜八年七月には、菅原淳茂の問頭博士となり（『類聚符宣抄』九）、「鳥獸言語」を問として出している（『本朝文粹』三・75）。延喜十一年の重陽宴で献詩（『日本紀略』、『類題古詩』30）、延喜十四年重陽宴では講師となり（『貞信公記』）、延喜十六年重陽宴で献詩（『日本紀略』、『類題古詩』240）。延喜十八年重陽宴でも献詩（『日本紀略』、『類題古詩』31）。延長四年四月四日卒。七十四歳（勅撰作者部類）。

以上では見えない官歴として、『二中歴』二・儒職歴に文章博士、式部大輔と見える。作品は、先にあげたもの以外に、『和漢朗詠集』上・月・255があり、『二中歴』十二・詩人歴によれば、『扶桑集』作者。和歌も、日本紀竟宴和歌以外に『新古今和歌集』神祇・1868に賀茂祭での和歌が残る。なお、『日本三代実録』、『延喜格』の編纂にも携わっている。

官歴からも、また、重陽宴で献詩していることから、この詩宴での献詩に不審はない。なお、この時大内記であるが、内記は優先的に「文人」として召される官職でもある。<sup>35</sup>

#### 藤原諸藤

南家武智麻呂流恒良男。延喜二年十月十六日、文章生のとき弓場殿での試に応じ、藏人所の所業に補されたのが名前の見えるもつとも早い資料（『江談抄』四・21）。延喜三年には藏人所で漢書を講じた（『西宮記』臨時七・藏人所講書）。その後文章生のまま大内記に任じられたらしい（『官職秘抄』）。同五年、大内記に式部少輔を兼ねる

（文室如正「請殊蒙天恩准先例兼任式部大輔状」（『本朝文粹』六・167）。同十五年正月の内宴に「文人」として預かる（『北山抄』拾遺雜抄上・内宴事）。なお、この時、勘解由次官で内御書所に候していたが、内御書所からの「文人」はそれまでに例がなかったにもかかわらず、特に召されたいらしい。<sup>36</sup>同十六年七月七日の庚申御遊でも召され、題を献じている（『西宮記』臨時三・宴遊・御庚申御遊）。延長四年二月の花宴で「文人」として参加。時に民部少輔（『河海抄』花宴所引『延喜御記』）。延長六年正月内宴で献詩（『日本紀略』、『類題古詩』19）している。卒年は未詳。詩作は他にも『扶桑集』に見える。

文章道出身であり、内宴で献詩するなど、詩宴で召されて当然の人物であろう。

#### 橋正臣

「橋氏系図」によれば、諸兄から七代目、従四位上筑前守。資料がほとんど見当たらず、この詩宴以外では、先の諸藤とともに延長四年二月の花宴に参加。時に、大内記。

資料が少なく文章道出身か否かは不明であるが、大内記には多く文章道出身者が任じられるし、先にも述べたように、内記は優先的に「文人」が召される。正臣もこうした詩宴に預かるのに不審はない。

#### 藤原邦基

「公卿補任」によれば、良世五男。寛平五年秋、文章生（字左藤生）。同七年八月、彈正少忠、同九年七月、兵部少丞。昌泰三年五月、刑部大輔、延喜十年二月、左少弁、同十三年四月、右中弁。六月、木工頭

を兼ねる。同十五年六月、木工頭を去つて春宮亮を兼任。同十六年三月、左中弁。同二十一年正月、参議兼右大弁。以後、勘解由長官（延長元年）、春宮大夫（延長三年）、左大弁（延長六年）、民部卿（延長八年）を兼ねつつ、延長八年十二月、中納言。承平二年三月八日薨。五十八歳。極官は従三位中納言兼民部卿。

献詩記事はこの時くらいしか見当たらないが、文章道出身であり、「文人」として召されて不審のない官人。

藤原当幹<sup>28</sup>

「公卿補任」によれば、良尚九男。昌泰元年春、文章生（字藤与）。

同四年正月、左衛門尉、延喜三年五月、藏人、同九年四月、左衛門権佐、同十年五月、右少弁、同十三年四月、左少弁、同十五年六月、木工頭兼任。同十八年正月、右京大夫、同二十年正月、太宰大貳。延長元年正月十二日、参議。以後、治部卿（延長三年）を兼ね、天慶四年十一月四日薨。七十八歳。極官は、従三位参議兼治部卿・播磨守。邦基と同じく詩作に関する記事は見当たらないが、文章道出身であり、「文人」に召されて不審のない官人。

大江千古

音人男。延喜元年八月、方略の官旨を兼り（「類聚符宣抄」九）、九月、及第（「大間成文抄」）。翌年二月、式部丞（同）。延喜元年九月の大蔵善行七十賀に献詩（「雑言奉和」）。同四年八月の日本紀講に理平等と同じく特に預かり（「釈日本紀」一所引「新国史」）、延喜六年の日本紀竟宴では「玉依姫」を得て和歌を詠んでいる（「日本紀竟宴

和歌」）。時に、刑部大輔。この詩宴に参加した後しばらく資料が途絶えるが、延喜十八年十月十六日時点で、式部少輔であったらしい（「高野大師御伝」下）。延喜十六年九月九日重陽宴にて献詩（「日本紀略」、「類題古詩」239）、延喜十九年正月の内宴で講師を務め（「北山抄」三・拾遺雜抄・内宴）、延長四年五月二十九日卒（勅撰作者部類）。なお、醍醐天皇の侍読であった（大江匡衡「可被上啓挙周明春所望事」〔「本朝文粹」七・196〕。「日観集」〔「日観集序」〔「朝野群載」一〕〕及び「扶桑集」作者（「二中歴」十一・詩人歴）。和歌も、日本紀竟宴和歌以外に「後撰和歌集」などに残る。

対策に及第しており、重陽宴にも献詩、さらには内宴で講師を務めている。「日観集」にも選ばれるなど、詩人としての才能は高かったと思われる。

以上六人の官歴を見れば、ほぼすべてが文章道出身である。この時の詩宴の献詩者は、いわば、専門的な漢詩人ばかりということになる。詩宴としてはこちらが正統的である。

醍醐朝は、臨時の詩宴そのものが減り、内宴・重陽宴に詩宴が収斂していた。それは宇多朝以前の文壇と同じ状況である。そして、その稀な臨時の詩宴においても、内宴などで「文人」として召されるのにふさわしい詩人たちが詩を献じていたのである。天皇の近親者や藏人といった私的な関係ではない、公的な役職・資格によって献詩者は定められているのであった。宇多朝の有り方とは極めて対照的である。

宇多朝でも、専門的な漢詩人はいたものの、それ以上に、藏人、あるいは天皇の近親者が召されていたのであった。醍醐朝での臨時の詩宴が、公事に準じた詩宴というのなら、宇多朝のは、公事と別の範疇の詩宴といふべきであらうか。

宇多朝における漢詩文制作の場合は、拡大しているとはいえるが、それは、宇多天皇の近辺・近親者の参加による詩宴の増大であり、前後の時代が、儀式の一環としてあった詩宴、内宴・重陽宴が中心であったのに対し、宇多天皇という個人に支えられていたといえよう。

宇多天皇に関しては史家からもその特異性が指摘される。宇多は強いイニシアティブで文壇を領導していたといつてよいかもしれない。『新撰万葉集』序によれば、宇多天皇の「近習才子」が「四時の歌」を献じたというから、和歌の方面でも詩と同様なことが起きていると考えられよう。宇多天皇とその時代についてはまだまだ検討の余地を残している。これらはすべて今後の課題である。

## 注

(1) 嵯峨・淳和朝の所謂「文章経国」の時代の状況はまた異なる。この点については、さらに検討が必要であるが、拙稿「菅原道真における「祖業」」(『古代中世文学研究論集 第二集』和泉書院・平成十一年)、「古今作者の官職をめぐって―公的文学としての和歌への担い手―」(『同 第三集』和泉書院・平成十三年)でわずかながら触れた。

(2) なお、内宴・重陽宴個別の問題については、拙稿「内宴考」(『詞林』18・

平成七年十月)、「一条朝文壇の形成―重陽宴の変容を通して―」(『古代中世文学研究論集 第一集』和泉書院・平成八年十月)参照。

(3) 古瀬奈津子氏「平安時代の「儀式」と天皇」(『日本古代王権と儀式』吉川弘文館・平成十年、昭和六十一年初出)。

(4) 『田氏家集注』(和泉書院)の指摘による。

(5) 「\*」は某日を表す。

(6) 「十」は閏月を表す。

(7) 『田氏家集注』による。

(8) 『田氏家集注』による。

(9) 『日本紀略』、寛平三年とするも、甲田利雄氏「『菅家文章』巻五の含む問題について―『日本紀略』の誤謬及び島田忠臣の没年に及ぶ―」(『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会・昭和四十五年)により、この年の作とする。

(10) 『日本紀略』、寛平三年とするも、甲田氏前掲論文により、寛平四年とする。

(11) 『日本紀略』、寛平三年とするも、甲田氏前掲論文により、寛平四年とする。

(12) 詩の結句に「行年六八早霜類」とある。道真の四十八歳は寛平四年。

(13) 岩波日本古典文学大系の頭注(川口久雄氏)による。

(14) 国史大系本「宴」と校訂するが、底本の本文に戻す。この年の内宴は二十四日に開催されている。

(15) 中国における「公宴(饗)」という語は、公卿が主催する宴会を意味するようである。伊藤正文氏「曹植詩補注稿(詩之一)」(神戸大学文学部紀要8・昭和五十六年三月)参照。

(16) 本稿では、文章道出身等で、漢詩文に堪能な人物を、便宜的に「詩人」と呼ぶ。「文人」として論じる向きもあるが、詩宴の献詩者としての「文人」

- と紛らわしいので、このような措置をとる。
- (17) 金原理氏「嶋田忠臣伝考」(「平安朝漢詩文の研究」九州大学出版会・昭和五十六年、昭和四十年初出)、藏中スミ氏「島田忠臣年譜覚え書」(「田氏家集注 卷之上」和泉書院・平成三年)など。
- (18) 山本信吉氏「三代実録、延喜格式の編纂と大藏善行」(「歴史教育」14-6・昭和四十一年六月)。
- (19) 田坂順子氏「『古今集』と漢文学―物名歌をめぐる―」(「和歌文学論集2 古今集とその前後」風間書房・平成六年)。
- (20) 菅根の前半生については、工藤重矩氏「藤原菅根(上)―寛平延喜期の文人の周辺―」(福岡教育大学紀要27・昭和五十三年一月)に詳しい。
- (21) 正史薨卒伝に記される「才学」は文章道で修得されるべき学問である。渡辺秀夫氏「在原業平の卒伝の解釈」(「平安朝文学と漢文世界」勉誠社・平成三年、昭和五十年初出)参照。
- (22) なお、底本(「群書類従」「老快」とするが、「尊卑分脈」等によって改める。
- (23) 工藤重矩氏「貴族文壇の構造―宇多法皇を例として―」(「平安朝律令社会の文学」ペリかん社・平成五年、昭和五十五年初出)によれば、如道が参加した昌泰元年の御幸には、宇多の近臣、血縁姻戚関係者が多く参加しているという。
- (24) この詩宴における蔵人については、工藤氏「蔵人所の文学的活動について」(前掲著、昭和四十七年初出)に指摘がある。
- (25) 工藤氏「平安朝における「文人」について」(前掲著、昭和五十七年初出)、拙稿「古今作者の官職をめぐる―公的文学としての和歌―の担い手」(前掲)。
- (26) 大日方克己氏「相撲節」(「古代国家と年中行事」吉川弘文館・平成五年)。
- (27) 大日方氏によれば、「内裏式」の儀式文には、七日詩宴の規定はないものの、弘仁年間までは、記録上、相撲とともに詩宴が行われていたが、天長年間には、平城の国忌のために、相撲節が七月下旬に移行し、七日の詩宴は開かれなくなった。「内裏式」は、弘仁十二年奏覽後天長年間に修訂され、同十年に奏進されているのだから、「内裏式」の天長年間修訂にこのことが反映しているともいえる、という。ならば弘仁年間までは儀式文に詩宴のことが記されていたかもしれない。そうであれば、以下の記述は蛇足となる。なおこのことに関しては、吉田早苗氏「平安前期の相撲節」(国立歴史民俗博物館研究報告74・平成九年三月)に批判がある。
- (28) もっとも、平城朝においては、七月七日に相撲と七夕詩宴、九月九日に射礼と重陽の詩宴が行われており、軍事と文事の結合という同じ構造であったのが、嵯峨朝以後は節日の詩宴という意味で同じことになる。軍事と文事の結合という点に関しては、大日向氏前掲論文参照。
- (29) 拙稿「内裏考」(前掲)参照。同様のことは花宴についてもいえる。拙稿「花宴考」(詞林21・平成九年四月)参照。
- (30) この点については、木戸裕子氏が「平安詩序の形式―自謙句の確立を中心として―」(語文研究69・平成二年六月)において、「不遇感を述べるのは例外的」と既に指摘されている。七月七日詩宴でこうした表現が可能になった要因として、乞巧奠などで願いごとを祈る風習も関わっているであろう。この点は、山本登朗氏、新聞一美氏のご教示による。但し、たとえそうした風習の上であったとしても、やはり天皇の前で身の不遇を述べ得るのは、内裏などの詩宴よりも、私的要素が強かったからであろう。
- (31) 喜田新六氏「王朝儀式の源流とその意義」(「令制下における君臣上下の秩序について」皇學館大學出版部・昭和四十七年、昭和三十年初出)など。
- (32) 但し、天皇主催の詩宴においても、時代が降れば不遇を述べることが増えてくる。木戸裕子氏前掲論文、小野泰央氏「平安朝の公宴詩における述